

諮問番号 6 茅行総第 4 2 号
審査庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光
事件名 5 茅資経第 1 1 9 号行政文書非公開決定処分取消請求事件

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第 1 結論

茅ヶ崎市長が、令和 6 年 1 月 1 5 日付け行政文書の公開請求に対し、同月 2 9 日付け 5 茅資経第 1 1 9 号で行った行政文書非公開決定処分は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 令和 6 年 1 月 1 5 日、審査請求人は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「法人 A の地域貢献施設について法人 A、法人 B、法人 C、地域貢献施設にあるカフェ、茅ヶ崎市の 4 者について、相互に交わされた貸借に関する契約書や協定書などすべて」（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月 2 9 日、実施機関は、本件公開請求に対し、本件請求対象文書の作成及び收受をしていないため文書不存在を理由に行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年 4 月 2 4 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 令和 3 年 3 月 3 1 日に茅ヶ崎市と法人 A との間で締結した事業用定期借地権設定契約（以下「本件借地権設定契約」という。）においては、その契約書（以下「本件借地権設定契約書」という。）の第 9 条第 2 項に「事業代表企業は、本件建物の全部又は一部を事業計画書に記載のない第三者へ賃貸する場合は、事前に本市の書面による承諾を得るものとする。ただし、事業代表企業は、第 2 条第 2 項の用途に使用する者には賃貸できないものとする。」とある。つまり、事業代表企業である法人 A は、ホテルの一部である地域貢献施設を、第三者へ賃貸する場合は、事前に市の書面による承諾を得る必要がある。

イ 市は、法人 A に承諾の書面を出すに当たり、本件借地権設定契約書第 9 条第 2 項に従い事実確認し、本件借地権設定契約書に違反した賃貸でないことを確

認するためには、地域貢献施設の賃貸使用に関わる法人A、法人B、法人C、地域貢献施設にあるカフェ及び茅ヶ崎市との間でどのような契約が取り交わされているのか、文書により確認のできる契約書が存在しなければ証拠とならない。

ウ また、市も責任ある承諾を出すためには、契約書の作成や收受は必須であり、市の説明責任に鑑みても、市民の財産や安全な住環境を守るためにも契約書不在で承認することはあり得ない。

エ 建物賃貸借の契約が締結されていることの確認は、市はいつのタイミングで行ったのか。市に確認したところ、いつ、どこで、誰が確認したのか記録はない、ということだった。地域貢献施設の賃貸に関する定期建物賃貸借契約書（以下「本件建物賃貸借契約書」という。）それ自体写しも收受しておらず、いつ、どこで、誰が確認したのか記録もないのでは、本当に本件建物賃貸借契約書が存在しているのか、本当に令和5年6月30日に締結されているのか、本当に法人Aと法人Cとの間で締結されているのかも分からない。明示できる証拠がない。

オ 弁明書では、本件建物賃貸借契約書の写しがなくとも、本件借地権設定契約書第9条第2項の確認はできるため保有していないというが、契約書の写しがないことには、何をどう主張しても、明示的に証明できる証拠がなく、そのうえ確認作業なども、いつどこで、誰と誰によって行われたのか記録もいっさい作成されていないのでは、どこまでが事実で、どこまでが作り話なのか判断がつかない。

カ 「本件処分は違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。」という市の主張こそ、明示的に証明できる証拠がないことに加えて、まっとうな市の責務を果たすことにも反していることから棄却されるべきである。

2 実施機関の主張

(1) 市は、茅ヶ崎市役所仮設庁舎跡地活用事業として、基本協定書に規定する地域貢献施設を建物内に設置することを条件として、市有地を法人Aに貸出ししている。市有地の賃貸借にあたっては、令和3年3月31日に茅ヶ崎市と法人Aとの間で本件借地権設定契約を締結している。

地域貢献施設については、令和5年6月30日に法人Aと法人Cとの間で定期建物賃貸借契約（以下「本件建物賃貸借契約」という。）が締結されている。

法人Aから法人Cへの賃貸については、令和元年6月10日に法人Aから市へ提出された事業計画書に記載されていないことから、本件借地権設定契約書第9条第2項に基づき、令和6年1月31日に法人Aから変更承諾申請を受け、同日承諾を行っている。

(2) 承認にあたっては、法人Aより提出された変更承諾申請書で、「契約相手」、「契約期間」、「賃貸物件」、「有償の有無」について、提示された本件建物賃貸借契約書とともに確認を行った。

また、法人Aが賃貸を行っている法人Cについては、法人Bの会員であり、開局に当たり、市と協議を重ねてきた経緯もあり、市は登記簿にて法人の状況等について既に確認を行っていたことから、本件借地権設定契約書第2条第2項に記載のある用途で使用しないことを確認している。

(3) 本来、本件借地権設定契約書第9条第2項の承諾は、本件建物賃貸借契約の前に行われることを想定しており、変更承諾申請書に必要事項が記載され提出されれば

足りるものである。

今回の件においては、令和5年6月30日に法人Aと法人Cとの間で本件建物賃貸借契約が締結されていたにもかかわらず、市に変更承諾申請書が提出されたのが令和6年1月31日となり、建物賃貸借契約と変更承諾申請書の提出時期が前後したことにより、本来の事務手順では想定していなかった本件建物賃貸借契約書が存在していたため、念のために目視で確認を行ったもので、本件借地権設定契約書第9条第2項では本件建物賃貸借契約書の確認や写しの提出は想定していない。

よって、法人Aと法人Cとの間で交わされた本件建物賃貸借契約書の写しは市で収受しておらず保有していない。

(4) また、それ以外の4者の間において行われた契約等についても市は収受していないため、本件公開請求に係る対象文書は市で保有していない。

(5) したがって、本件処分に違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 本件請求について

審査請求人は、本件請求対象文書について、本件公開請求を行った。

実施機関は本件公開請求に対し、本件請求対象文書を作成及び収受していないため文書不存在であることを理由として、本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件請求対象文書、とりわけ本件建物賃貸借契約書の不存在を理由とする本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件請求対象文書の保有の有無について、検討する。

2 本件請求対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会が実施機関に意見聴取を行ったところ、今回の件においては、本件建物賃貸借契約の締結と変更承諾申請書の提出時期が前後したことにより、本来の事務手順では想定していなかった本件建物賃貸借契約書が存在していたため、念のために目視で確認を行ったもので、本件借地権設定契約書第9条第2項では本件建物賃貸借契約書の確認や写しの提出は想定していないことから、法人Aと法人Cとの間で交わされた本件建物賃貸借契約書の写しは市で収受しておらず保有していない、とのことであった。

(2) そこで、当審査会が本件借地権設定契約書を確認したところ、第9条第2項では、「本件建物の全部又は一部を事業計画書に記載のない第三者へ賃貸する場合は、事前に市の書面による承諾を得るものとする。」とあり、「賃貸する場合は、事前に」と規定されていることから、第三者との建物の賃貸借契約の締結前に市の書面による承諾を得ることを想定していることが確認できた。また、当該第三者との建物の賃貸借契約書の写し等を市へ提出することについての規定は認められなかった。

(3) なお、本来は想定していなかったとしても、実際の事務の執行においては本件建物賃貸借契約書を確認したのであれば、何らかの記録を残すことが望ましいことではあるものの、当審査会は個々の事務の執行において保有すべき記録について判断する権限を有しない。

(4) 本件建物賃貸借契約書の保有の有無については、審査請求人も反論書や口頭意見陳述の中で、「そもそも定期建物賃貸借契約書の写しもない。実際に定期建物賃貸借契約書が存在するのか証拠もない」と述べているところである。

(5) また、実施機関は、本件建物賃貸借契約書以外の地域貢献施設に係る4者の中で

の契約等についても市は文書を収受していないと述べており、この点については審査請求人の主張はない。

- (6) 上記のことから、実施機関が本件請求対象文書を保有していないことの当否はともかくとして、当該文書を保有していないとする実施機関の説明は不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。よって、実施機関が本件請求対象文書を保有しているとは認められない。

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当である、と判断した。

第5 審査会の処理経過

令和 6年 6月12日 諮問受理
令和 6年 7月8日 審議（令和6年度第1回審査会）
令和 6年 8月5日 審議（令和6年度第2回審査会）
令和 6年 8月5日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会
嘉藤 亮（会長）
大川 宏之
熊澤 弘司
原口 佳誠
福島 利宗